

# 中小企業向け震災対応資金創設

商工観光課商工観光係【☎028 (677) 6018】

## 芳賀町東日本大震災復興緊急資金制度

町では、震災により被災した町内小規模事業者のための金融支援として、「芳賀町東日本大震災復興緊急資金制度」を創設し、平成23年10月3日から運用を開始します。

ご利用の際は、制度取扱金融機関までご相談ください。



### <制度概要>

資金の用途	経営の安定、事業の再建に必要な運転資金・設備資金
申し込みができる人	1年以上の事業経歴がある町内の小規模事業者で、町税を完納していて、次のどちらかの要件に該当する人 ①町のり災証明を受けた人 ②直近3カ月の売上が前年比10%以上減少している人
借入限度額	500万円
返済期間	10年間以内（据え置き2年以内）
返済方法	原則、均等分割返済
融資の利率	年利1.3%以内
町からの補助	返済に係る当初24カ月分（2年間）の利子について全額補助
取扱期間	平成23年10月3日～平成24年3月31日
取扱金融機関	足利銀行芳賀支店 【☎028 (677) 0311】 真岡信用組合芳賀支店 【☎028 (677) 0138】 栃木銀行テクノポリス支店 【☎028 (667) 8801】

### 町振興資金制度の返済期間の延長

芳賀町中小企業振興資金の返済について、現在定められている返済期間に3年間を限度に延長することが、平成23年9月1日から可能となりました。

町の振興資金を利用し、返済期間の延長を希望する場合は、融資を受けている取扱金融機関にご相談ください。

<運転資金> 5年間（現在の返済期間）+ 3年間（延長可）= 8年間（最大）

<設備資金> 7年間（現在の返済期間）+ 3年間（延長可）= 10年間（最大）

# 震災に関わる支援制度のご案内

都市計画課都市計画係【☎028 (677) 6020】

## 国の支援制度

### ●被災者生活再建支援制度

この制度は、地震により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給し、生活再建を支援する制度です。

対象となるのは、主に「全壊」「大規模半壊」の被害を受けた世帯ですが、「半壊」の被害であっても、やむを得ず解体をした場合も対象となります。

申請には税務課発行の「り災証明書」のほか、住民票、再建方法のわかる書類などが必要になります。詳しくは都市計画課へお問い合わせください。

### ◇支援金の額

支援金は、①被害程度に応じた基礎支援金（最高100万円）と、②これからの再建方法（建築・購入、補修、賃貸など）に応じた加算支援金（最高200万円）の合計となります。

※賃貸とは、今の住居をあきらめて永続的にアパートなどに生活の拠点を移すことで、一時的な賃貸ではありません。

### ◇申請期間

- ①基礎支援金：災害発生時から13カ月以内（平成24年4月10日まで）
- ②加算支援金：災害発生時から37カ月以内（平成26年4月10日まで）



## 町の支援制度

町でも支援制度を創設し、皆さんの再建の支援をしています。

申請には税務課発行の「り災証明書」などが必要です。詳しくは都市計画課へお問い合わせください。

※各制度の申請書は都市計画課窓口にあります。

### ①災害見舞金

被害状況に応じて見舞金を支給

（全壊10万円 大規模半壊・半壊5万円 一部損壊1万円）

### ②住宅の建て替え、修繕などの復興支援金（③との併用不可）

半壊以上の人を対象に、被災住宅の建て替えや修繕費の一部を助成

（上限33万3千円 低所得世帯は上限50万円）

### ③住宅の建て替え、修繕などの借入金利子補給金（②との併用不可）

金融機関から融資を受けて被災住宅の建て替えや修繕を行う場合に、返済利子の一部を助成（借入金500万円の年利2%以内を上限として、5年間）

※平成24年3月31日までに金融機関と契約をした人が対象となります。ご注意ください。

### ④仮賃貸住宅助成

全壊や大規模半壊などの被害を受けたり、避難勧告が出されたりして、住宅が確保できず一時的に賃貸住宅に住む必要のある人に家賃の一部を助成